

政治とカネ

――濁った水槽の中の政治資金

2021年09月26日
とりプロ Zoom 座談会

加藤 一彦
(東京経済大学現代法学部教授)

一、はじめに

限定：①政治資金規正法の法構造／復習
②改革の模索／浄水器の性能向上
話題提供／皆さんが良い方法を考えて欲しい。

二、政治資金規正法の仕組み

(1) 寄付の制限／限度額

資料 I

【個人献金の場合】

①総枠規制：1年間に寄付できる総額

- ・政党／政治資金団体：A枠→2,000万円（政金法21条の3第1項）
- ・その他の政治団体：B枠→1,000万円（同法21条の3第2項）

但し、遺贈は適用除外。

②個別規制：特定化された1年間に寄付できる規制

- ・1つの「その他の政治団体」に対しては、1年間、150万円（同法22条2項）。
- 例示) A氏が、「日本を良くする会」（政治団体）に1,000万円は寄付できない。150万円まで。A氏は、加えて「日本をより良くする会Ⅱ」に、150万円を寄付することが出来る。
- ・分散型：150万円×6カ所＝900万円、残金100万円は別の所へ献金可能。

【企業・団体（労組）献金の場合】

①総枠規制：1年間に寄付できる総額

- ・政党／政治資金団体：A枠→最大1億以内（政金法21条の3第1・2項）
- ・その他の政治団体：B枠→一切禁止。

！一見、企業献金は禁止されているように見えるが、政党に寄付できるため、脱法行為が可能である。

例示) ①甲衆議院議員に乙民間会社が政治献金をしたい場合、甲議員の政治団体（後援会）には寄付はできない。

②甲議員の支配下にある「X党〇×支部に政治献金をせよ」と乙会社に指示。

③乙社は、この政党支部に政治献金可能（中小企業の場合は 750 万円が限度額）。

！政党支部：各党が自由に作れる。政党支部間の資金移転は自由。

例示）東京都の自民党：528 の政党支部

立憲民主：22

共産：34

政党支部は、小選挙区に対応してあるのではない。議員が党の了解を得て、自由に設立できる。

②個別規制：特定化された 1 年間に寄付できる規制

資料 I の 2 頁

その他の政治団体間の資金移動・寄付 5, 000 万円（同法 22 条）の制限
→日歯事件を契機にこの制限が加えられた。

(2) 政治献金の公開

- ・ 5 万円以上の寄付をした場合、氏名公表（同法 12 条 1 項ロ）
- ・ 20 万円以上、パー券を購入した場合、氏名公表（同法 12 条 1 項ト）
- ・ 支出も 5 万円が公開基準の基本。

→例外／国会議員関係政治団体は、1 万円以上（同法 19 条の 10）。

但し、人件費は非公開（個人所得なのでプライバシー保護のため）。

結局、誰にいくら支払ったかは、税務調査をしない限り不明。

三、脱法行為／モデルで考える

(1) 事例 1.

A 企業が衆議院議員 C 氏に 1,000 万円の企業献金をしたい。しかし、会社と C 議員との関係性がわからないように、寄付したいと考えている。

A 企業→政党本体に 1,000 万円を寄付。企業名は公表される。

しかし、C 議員との関係性は、わからない。

政党は、C 議員の支配下にある政党支部（複数）と国会議員関係政治団体に資金を移転する。なるべく小分けにすれば、A 企業からの資金だとはわからない。

条件：C 議員が幹事長など党幹部と裏で話し合いが出来ていること。

これが「紐付き献金」といわれる手法。

(2) 事例 2.

日本歯科医師会連盟会事件（2004年）

（平成研究会／橋本派）派閥の政治団体へ1億円の政治献金事件
実体は橋本一派への政治献金。

- ・1億円の領収書を自由民主党の政治資金団体「国民政治協会」が発行。
 - ・外観上は、自由民主党への政治団体（日歯連盟会）からの政治献金。
 - ・国民政治協会から平成研究会へ資金移転。
- 「**政党の銀行化**」といわれる。政党＋政治資金団体（本店）が、それぞれ政治団体、政治家個人（支店）に送金できるシステム。

(3) 事例 3.

安倍元首相の「桜を見る会」問題

① 地元有権者をパーティーで招待。

② 安倍事務所（安倍晋三後援会／山口県）がホテルと契約。

→ 公職選挙法 199 条の 2 で選挙区の有権者に寄付は禁止されているから、アウトのはず。

安倍の主張

参加者がホテル側と契約し、それぞれについて領収書を発行したと主張。
費用は、一切、安倍側からは出していない。

！全部嘘（国会での虚偽答弁 118 回）。

寄付禁止違反と政治資金収支報告書の不記載（政金法 25 条 1 項 2 号）。

秘書のみ有罪／100 万円の罰金。

疑問点

① 安倍氏の「その他の政治団体」晋和会からの支出ではないのか。

ホテル領収書の宛先記載は、そのようになっている。

その場合、会計責任者のみならず、その選任につき安倍氏個人の刑事責任は問えるはず（正金法 25 条 2 項違反／50 万円の罰金）。

② 原資はどこからか？

・安倍側の裏金：現金か。

・内閣官房報償費（官邸機密費）の可能性もある。

→ 「政策推進費」官房長官が決裁／年間予算約 12 億。

領収書不要の支出

四、小結／改革の模索

浄化装置の機能向上の方法

1. 本来は、企業・団体献金の全面禁止
しかし、これをした場合、政党は資金不足になる可能性
→政党交付金（政党助成法）を増額することは、国民が納得するだろうか。
年間約 320 億円

国民 1 人 250 円（政党助成法 7 条 1 項）
世界で最高水準の政党助成

資料Ⅱ

2. 政治家が作れる後援会組織の数の制限。
資金の流れを一つに絞ること。
現状は、いくつものポケットがある。
3. 政党支部の数の制限
選挙区の数に制限→但し、効果は弱い。
政党支部が、マネー・ロンダリング機関となっている実態。
4. 公開基準の引き下げ
5 万円から全額公開へ。企業会計が基本。
課税関係を明確にするため
政治資金は非課税。

5. 政治資金規正法の大きな抜け道

資料Ⅲ

政治資金規正法 21 条の 2

- 1 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。
- 2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。
→政党本体が政治家個人に「政策活動費」として支出可能。
一切上限規定はない。
幹事長、有力者などへの異常な資金移転。
非課税／個人所得ではないから。

6. そのほかの課題

- ①政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律
→資産等報告書の透明性はあるのか？
- ②秘書給与：どこから出ているのか？
会社持ち（出向）かどうか不明。
- ③隠れた政治資金援助の多さ：事務所家賃、車の所有者など。

【参照条文】

・政治資金規正法

第二十一条の二 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

・政党助成法

第七条 毎年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の算定の基礎となる政党交付金の総額は、基準日における人口（基準日の直近において官報で公示された国勢調査の結果による確定数をいう。）に二百五十円を乗じて得た額を基準として予算で定める。

・政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律

第二条

一 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）

所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨

二 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

三 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

四 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）

預金及び貯金の額

五 有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券（株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）にあつては、株式の銘柄及び株数）

以下略

・公選法上の選挙資金の上限／公職選挙法施行令 127 条

衆議院小選挙区の場合（選挙の種類によって異なる）

選挙資金の上限は「1910万円＋有権者数×15円」

【参考文献】

- 上脇博之『誰も言わない政党助成金の闇』（日本機関誌出版センター、2014年）
同 『忘れない、許さない!』（かもがわ出版、2020年）
加藤一彦『議会政治の憲法学』（日本評論社、2009年）
同 『政党の憲法理論』（有信堂、2002年）
同 『議会政の憲法規範統制』（三省堂、2019年）